第 91 回定時株主総会インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

（平成 26 年　4 月　 1 日　から
平成 27 年　3 月　31 日　まで）

中国電力株式会社

法令および定款第 17 条の規定に基づき，当社ホームページ（http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html）に掲載することにより，株主のみなさまに提供しているものであります。

連　結　注　記　表

平成 26 年　4 月　1 日から

平成 27 年　3 月　31 日まで

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　21 社

連結子会社は，中電工業㈱，中電プラント㈱，中国計器工業㈱，中国企業㈱，中国電機製造㈱，中電環境テクノス㈱，㈱エネルギア・コミュニケーションズ，㈱エネルギア・ビジネスサービス，㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービス，㈱エネルギア不動産，㈱パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス，Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.，Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.，㈱小月製鋼所，中電技術コンサルタント㈱，㈱エネルギア・ライフ&アクセス，㈱エネルギア・ロジスティックス，テンパール工業㈱，中国高圧コンクリート工業㈱，産興㈱，㈱エネルギア介護サービスである。

なお，平成 26 年 7 月 29 日に新規設立した Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.及び平成 26 年 10 月 31 日に新規設立した Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.を，当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

また，連結子会社であった㈱エネルギア人材ソリューションは，平成 26 年 10 月 1 日に㈱メイツ中国を存続会社とする吸収合併を実施し同社は消滅したため，当連結会計年度より連結の範囲から除外しているが，損益計算書及び株主資本等変動計算書については連結している。

連結の範囲から除外した非連結子会社は，日電工業㈱，中国ベンド㈱，中企サービス㈱，中国レコードマネジメント㈱，TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO.,LTD.であり，その総資産，売上高，当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて，それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数　5 社

持分法を適用した関連会社の数　　7 社

持分法を適用した関連会社は，瀬戸内共同火力㈱，㈱福利厚生倶楽部中国，水島エルエヌジー㈱，瀬戸内パワー㈱，大崎クールジェン㈱，㈱中電工，ハウスプラス中国住宅保証㈱である。

なお，持分法を適用していたイームル工業㈱（関連会社）は，平成 26 年 7 月 1 日に自己株式を譲渡し，当社の議決権比率が低下したため，当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。

持分法を適用していない関連会社（CPC エナジー㈱ 他）は，それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

その他有価証券　　時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

(ﾛ) デリバティブ

時価法

(ﾊ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 償却方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

(ﾛ) 耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

（追加情報）

平成 27 年 3 月 18 日に島根原子力発電所 1 号機の運転の廃止を決定した。これに伴い，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 25 年経済産業省令第 52 号）に基づき，原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産（以下，「廃止措置資産」という。）については，引き続き原子力発電設備に計上し，減価償却を行っている。なお，当連結会計年度末の原子力発電設備に含まれる廃止措置資産の残高は，8,140 百万円である。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(ﾛ) 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，実用発電用原子炉の運転に伴い，燃焼に応じて発生した使用済燃料のうち，再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料について，再処理等の実施に要する費用の現在価値相当額を計上する方法によっている。

なお，平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，引当金計上基準変更に伴い生じた差異（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成 17 年経済産業省令第 92 号）附則第 2 条に定める金額）51,533 百万円については，平成 17 年度から 15 年間にわたり営業費用として計上しており，平成 20 年度以降の計上額は毎期均等の 3,306 百万円である。

また，電気事業会計規則取扱要領第 81 の規定による見積差異については，同要領に基づき，発生の翌連結会計年度から再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり営業費用として計上している。

なお，当連結会計年度末の未認識の見積差異は 24,994 百万円である。

(ﾊ) 使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，実用発電用原子炉の運転に伴い，燃焼に応じて発生した使用済燃料のうち，再処理を行う具体的な計画を有しない使用済燃料について，使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

(ﾆ) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，電気事業法第 36 条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(ﾎ) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 35 条の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(ｲ) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引，為替予約取引，商品スワップ取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，または資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している為替予約取引については，有効性の評価を省略している。

(ﾛ) のれんの償却方法及び償却期間

5 年間で均等償却している。ただし，金額に重要性が乏しい場合には，発生した期に一時償却している。

(ﾊ) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(ﾆ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法によっている。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(ホ) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について,「当該原子炉に係る原子力発電設備（廃止措置資産及び資産除去債務相当資産を除く。）, 当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」（以下,「原子力発電設備等簿価」という。）並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」（以下,「原子力廃止関連費用相当額」という。）は, 経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により, 原子力廃止関連仮勘定に振替・計上したうえで, 同承認を受けた日の属する月以降, 料金回収に応じて, 原子力廃止関連仮勘定償却費として費用計上する方法によっている。

(ヘ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため, 当連結会計年度末における見込額に基づき, 退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり, 退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については, 主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は, その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 1 年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は, 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を, それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については, 税効果を調整の上, 純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(ト) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は, 税抜方式によっている。

(チ) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(リ) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日）（以下,「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日）（以下,「退職給付適用指針」という。）を, 退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し, 退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し, 退職給付見込額の期間帰属方法を主として期間定額基準から主として給付算定式基準へ変更するとともに, 割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については, 退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って, 当連結会計年度の期首において, 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果, 当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 2,220 百万円増加し, 退職給付に係る資産が 9,670 百万円, 利益剰余金が 9,377 百万円, それぞれ減少している。また, 当連結会計年度の営業利益は 624 百万円, 経常利益及び税金等調整前当期純利益は 637 百万円, それぞれ増加している。

2. 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法の変更

平成 27 年 3 月 13 日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年経済産業省令第 10 号, 以下「改正省令」という。）が施行され,「電気事業会計規則」が改正された。

これに伴い, 原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額は, 従来原子炉の廃止の決定に伴って一括して費用計上する必要があったが, エネルギー政策の変更等による場合には, 経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により, その時点において原子力廃止関連仮勘定に振替・計上したうえで, 同承認を受けた日の属する月以降, 料金回収に応じて, 原子力廃止関連仮勘定償却費として費用計上する方法へ変更した。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお, 平成 27 年 3 月 18 日に同申請を行ったため, 島根原子力発電所 1 号機に係る原子力発電設備等簿価 11,711 百万円及び原子力廃止関連費用相当額 6,374 百万円を当連結会計年度において原子力廃止関連仮勘定に振替・計上している。また, 従来の方法と比べて, 税金等調整前当期純利益が 18,086 百万円増加している。同申請は, 平成 27 年 4 月 21 日に経済産業大臣の承認を受けている。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において,「その他の流動資産」に含めていた「短期投資」は, 金額的重要性が増したため, 当連結会計年度より独立掲記することとしている。

なお, 前連結会計年度の「その他の流動資産」に含まれる「短期投資」は 9,000 百万円である。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保資産及び担保付債務

（1）当社

担保資産

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

担保付債務

社債	954,991	百万円
（1年以内に償還すべき金額を含む。）		
株式会社日本政策投資銀行借入金	235,270	百万円
（1年以内に返済すべき金額を含む。）		
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	5,000	百万円

（2）連結子会社

担保資産

その他の固定資産	1,532	百万円

担保付債務

短期借入金	1,400	百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,166,311 百万円

3．偶発債務

（1）保証債務

日本原燃株式会社	67,312	百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	36,164	百万円
水島エルエヌジー株式会社	13,963	百万円
水島エコワークス株式会社	4,033	百万円
その他	17	百万円
合計額	121,491	百万円

（2）社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

第298回社債　5,000 百万円

（引受先　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）

第 298 回社債（発行総額 40,000 百万円）のうち 5,000 百万円については，金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し，債務の履行を委任している。

4．会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（電気事業法第 36 条）

原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 35 条）

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	371,055,259	－	－	371,055,259

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,452,785	223,779	2,236	8,674,328

（変動事由）

増加数の主な内訳

持分法適用会社が購入した自己株式（当社株式）の当社帰属分	204,440 株
単元未満株式の買取りによる増加	19,339 株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少	1,567 株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	9,065百万円	25.00円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	9,063百万円	25.00円	平成26年9月30日	平成26年11月28日

(注) 配当金の総額は内部取引消去後

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月25日開催の定時株主総会において，次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,066百万円	25.00円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(注) 配当金の総額は内部取引消去前

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは，電気事業等を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を，主に社債，長期借入金，短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については安全性の高い金融資産で運用することとしている。デリバティブ取引は，当社グループの業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることとし，投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

使用済燃料再処理等積立金は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき拠出した金銭である。

受取手形及び売掛金は，顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては，電気供給約款等に基づき，顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

短期投資（満期保有目的の債券）は，譲渡性預金であり，銀行の信用リスクに晒されている。

有利子負債残高の多くは，固定金利で調達した長期資金（社債，長期借入金）であり，市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は，そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は，市場変動リスクの軽減・回避を目的に，金利スワップ取引，為替予約取引，通貨スワップ取引及び商品スワップ取引を利用している。取引の実施に当たっては，執行箇所から独立した管理箇所を設置し，実施決定権限，執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って，取引を適切に管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）長期投資			
その他有価証券	41,500	41,500	－
（2）使用済燃料再処理等積立金	50,225	50,225	－
（3）現金及び預金	138,864	138,864	－
（4）受取手形及び売掛金	97,319	97,319	－
（5）短期投資			
満期保有目的の債券	83,000	83,000	－
負債			
（6）社債	954,991	998,660	43,668
（7）長期借入金	936,442	965,288	28,846
（8）短期借入金	69,155	69,155	－
（9）支払手形及び買掛金	61,005	61,005	－
（10）デリバティブ取引	(238)	(238)	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）長期投資（その他有価証券）

取引所の価格によっている。

（2）使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき拠出した金銭である。この取戻しに当たっては，経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり，この帳簿価額は，当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから，時価は当該帳簿価額によっている。

（3）現金及び預金，（4）受取手形及び売掛金，並びに（5）短期投資（満期保有目的の債券）

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

（6）社債

市場価格があるものは市場価格に基づき，市場価格のないものは，元利金合計額を同様の社債発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定，または取引金融機関等から提示された価格によっている。

（7）長期借入金

固定金利によるものは，元利金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっている。

（8）短期借入金，及び（9）支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

（10）デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっている。

金利スワップの特例処理によるものは，ヘッジ対象と一体として処理されているため，その時価は，当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

（注2） 非上場株式等の有価証券（連結貸借対照表計上額38,891百万円）は，市場価格がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「（1）長期投資（その他有価証券）」には含めていない。

（注3） 社債・長期借入金については，1 年以内に返済予定のものを含めている。

（注4） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており，合計で正味の債務となる場合は（ ）で示している。

（一株当たり情報に関する注記）

一株当たり純資産額　1,710 円 60 銭

一株当たり当期純利益　93 円 38 銭

（その他の注記）

1. 電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため，改正後の電気事業会計規則に準じて連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表を作成している。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年 3 月 31 日 法律第 9 号）等が公布されたことに伴い，当連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算における法定実効税率は，変更後の税率を使用している。

これにより，繰延税金資産が 3,795 百万円減少し，その他の包括利益累計額が 1,232 百万円，法人税等調整額が 4,973 百万円それぞれ増加している。

個　別　注　記　表

平成 26 年　4 月　1 日から
平成 27 年　3 月 31 日まで

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

評価方法　貯蔵品のうち石炭，燃料油，ガス及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

償却方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

（追加情報）

平成 27 年 3 月 18 日に島根原子力発電所 1 号機の運転の廃止を決定した。これに伴い，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 25 年　経済産業省令　第 52 号）に基づき，原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産（以下，「廃止措置資産」という。）については，引き続き原子力発電設備に計上し，減価償却を行っている。なお，当事業年度末の原子力発電設備に含まれる廃止措置資産の残高は，8,140 百万円である。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1 年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，実用発電用原子炉の運転に伴い，燃焼に応じて発生した使用済燃料のうち，再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料について，再処理等の実施に要する費用の現在価値相当額を計上する方法によっている。

なお，平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，引当金計上基準変更に伴い生じた差異（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成 17 年経済産業省令第 92 号）附則第 2 条に定める金額）51,533 百万円については，平成 17 年度から 15 年間にわたり営業費用として計上しており，平成 20 年度以降の計上額は毎期均等の 3,306 百万円である。

また，電気事業会計規則取扱要領第 81 の規定による見積差異については，同要領に基づき，発生の翌事業年度から再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり営業費用として計上している。

なお，当事業年度末の未認識の見積差異は 24,994 百万円である。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，実用発電用原子炉の運転に伴い，燃焼に応じて発生した使用済燃料のうち，再処理を行う具体的な計画を有しない使用済燃料について，使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

(5) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，電気事業法第 36 条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(6) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 35 条の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

4. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引，為替予約取引，商品スワップ取引

ヘッジ対象…当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，または資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している為替予約取引については，有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法によっている。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(5) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について，「当該原子炉に係る原子力発電設備（廃止措置資産及び資産除去債務相当資産を除く。），当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」（以下，「原子力発電設備等簿価」という。）並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」（以下，「原子力廃止関連費用相当額」という。）は，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，原子力廃止関連仮勘定に振替・計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，原子力廃止関連仮勘定償却費として費用計上する方法によっている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(8) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

（会計方針の変更に関する注記）

1．退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日，以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日）が改正されたことに伴い，当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し，退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し，退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに，割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については，退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な扱いに従って，当事業年度の期首において，退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

これにより，当事業年度の期首の退職給付引当金が 2,067 百万円増加し，前払年金費用が 9,704 百万円，利益剰余金が 8,155 百万円それぞれ減少している。また，当事業年度の営業利益，経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 596 百万円増加している。

2．原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法の変更

平成 27 年 3 月 13 日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年 経済産業省令 第 10 号，以下「改正省令」という。）が施行され，「電気事業会計規則」が改正された。

これに伴い，原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額は，従来原子炉の廃止の決定に伴って一括して費用計上する必要があったが，エネルギー政策の変更等による場合には，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，その時点において原子力廃止関連仮勘定に振替・計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，原子力廃止関連仮勘定償却費として費用計上する方法へ変更した。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお，平成 27 年 3 月 18 日に同申請を行ったため，島根原子力発電所 1 号機に係る原子力発電設備等簿価 11,711 百万円及び原子力廃止関連費用相当額 6,374 百万円を当事業年度において原子力廃止関連仮勘定に振替・計上している。また，従来の方法と比べて，税引前当期純利益が 18,086 百万円増加している。同申請は，平成 27 年 4 月 21 日に経済産業大臣の承認を受けている。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債	954,991 百万円
（1年以内に償還すべき金額を含む。）	
株式会社日本政策投資銀行借入金	235,270 百万円
（1年以内に返済すべき金額を含む。）	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	5,000 百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額 4,083,342 百万円

3．偶発債務

（1）社債，借入金及びコマーシャル・ペーパー等に対する保証債務

日本原燃株式会社	67,312 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	36,164 百万円
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	16,169 百万円
水島エルエヌジー株式会社	13,963 百万円
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	12,284 百万円
水島エコワークス株式会社	4,033 百万円
合計額	149,927 百万円

（2）社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

第298回社債 5,000 百万円

（引受先　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）

第 298 回社債（発行総額 40,000 百万円）のうち 5,000 百万円については，金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し，債務の履行を委任している。

4．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権	2,981 百万円
関係会社に対する短期金銭債権	10,488 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	5,640 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	53,150 百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ＬＮＧ供給事業

専用固定資産	190 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,092 百万円
合計額	2,282 百万円

（追加情報）

蒸気供給事業については，平成27年3月31日をもって事業を廃止している。

6. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（電気事業法第 36 条）

原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 35 条）

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高　　費用　120,030 百万円，　収益　59,383 百万円

営業取引以外の取引高　542 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	8,378,598	19,339	1,567	8,396,370

（変動事由）

増加数の主な内訳

単元未満株式の買取りによる増加　19,339 株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少　1,567 株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

原子力発電工事償却準備引当金	21,021 百万円
減価償却資産償却超過額	16,373 百万円
退職給付引当金	9,245 百万円
資産除去債務	7,493 百万円
使用済燃料再処理等引当金等	6,476 百万円
島根原子力発電所 1 号機廃止に伴う原子力発電設備等簿価	3,372 百万円
修繕等工事費用	2,637 百万円
賞与等未払計上額	2,298 百万円
その他	14,655 百万円
繰延税金資産小計	83,574 百万円
評価性引当額	△ 9,735 百万円
繰延税金資産合計	73,839 百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△ 6,542 百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 5,208 百万円
その他	△ 57 百万円
繰延税金負債合計	△11,808 百万円
繰延税金資産の純額	62,030 百万円

（追加情報）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年 3 月 31 日 法律第 9 号）が公布されたことに伴い，当事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算における法定実効税率は，変更後の税率を使用している。

これにより，繰延税金資産が 4,105 百万円減少し，評価・換算差額等が 435 百万円，法人税等調整額が 4,540 百万円それぞれ増加している。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか，汽力発電設備の一部について，リース契約により使用している。

（一株当たり情報に関する注記）

一株当たり純資産額　　1,237 円 32 銭
一株当たり当期純利益　　83 円 56 銭

（その他の注記）

電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため，改正後の電気事業会計規則により貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表及び計算書類の附属明細書を作成している。